

Title	幕府へ提出の城下絵図について
Author(s)	矢守, 一彦
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 13 P.1-P.16
Issue Date	1979
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/56454">http://hdl.handle.net/11094/56454</a>
DOI	
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## 幕府へ提出の城下絵図について

矢 守 一 彦

小稿は先年来とりあげてきた「城下絵図史の方法」に関する作業の一環をなすものである。すなわち直接的には前回の藩用絵図についての報告と対をなして、いま一つの大きなジャンルである幕用絵図——公儀御用の城下絵図群に一応の整理を試みようとするのである。この分野での代表は正保城絵図であるから、とりあえず、これとこれ以外のものという括り方をして観察してゆくことにしよう。

### 正保城絵図

正保の城絵図調進の事業については、先にその概要と城下絵図史上における画期的意義について述べたことがある。<sup>(2)</sup> その際、近藤正斎が「好書故事」において元禄の「新国絵図重修ノ時ノ令ナルコト疑ヲ容レズ」として掲載している「国絵図可ニ仕立 覚」につき、これは元禄時のもではなく正保時の令条ではあるまいかとの「疑ヲ容レ」ておいたが、最近、川村博忠氏もこの件が正斎の「誤認」であったことを明らかにしている。<sup>(3)</sup> またこの「覚」三  
一カ條のうち初めの九カ條が城絵図に関する事項であるが、その第一条「城之絵図別紙江一枚相調候事」は、仙台藩の「忠宗君記録引証記」巻四や佐賀藩の「多久家有之候御書類写 十五」<sup>(4)</sup> では「一 城絵図之事」とあり、しか

も他の条項を括る見出し的な扱いで書かれており、さらに後者佐賀藩の場合はこれに「肥前一国之絵図之外二城之絵図ヲ二通り候て可被差上由之事」と細字の注記が加えられている。つまり正斎の掲げる第一条はこの注記の方を独立個条として扱っているわけだ。そうすると「城絵図之事」に属する細目条項は「一本二三丸間数書付候事」以下の八カ条ということになる。そして恐らくは佐藤宏一氏が推定されるごとく、<sup>(5)</sup> 国絵図に関する最初の条項たる「郷村知行高別紙二帳二作り、二通上ケ候事」の前に入るべき「一 国絵図之事」という一行が脱落しているものとした方が考え易い。

ところで右の城絵図に関する八カ条であるが、いずれもこれまた（見出し項目）的で、これだけでは絵図作成の基準として十分ではない。各項についてより具体的な描き方の指示がなされたものと考えていたが、前掲の佐賀藩の「書類写」はこの疑問に答えてくれている。

一、本、二、三ノ丸間数之事

右、本、二、三ノ丸之間目、石垣、土手之間目、同高サ、堀之高さ間目、やくら等迄不残絵図ニ書付可申由之事  
付、かハラ堀、板堀之分ケ書付可申由之事

一、堀のふかさひろさの事

右、小城之廻之堀、そこそこにてふかさひろさヲ、こまかに書付可申由候事

一、天守之事

天守ヲ絵ニ書、いくかいと有之儀、并垣之高さ有所迄、無相違様ニ絵図可仕由候事

一、惣曲輪、堀之ひろさふかさ之事

惣構之堀そこそこにて、ひろさふかさ書付可申由候事

一、城より地形高所有之は、高所と城との間、間数書付可申事

但、惣構より外二高所有之共、書付候事 右は如書面にて御座候事

一、侍町小路割并間数之事

侍町、小路割ヲ仕、小路々々の長さの間目書付可申由候事

一、町屋、右同断之事

通町、脇町迄絵図ニ書付、老町々々之しるし可仕由候事

一、山城、平城書様之事

平城にて候へハ、書様と有之儀無御座候事

もつともこれだけではなお要領を得ないところも少なくない。たとえば右の最後の条項についていえば、山城の場合にはその書様について、さらに別の指示があったごとくだし、国絵図とも共通する「一、絵図ニ山木之書様、色之事」、「海、川水色書様之事、右山并海、川水色之書様別紙ニ有」という個条は、これに関しては「別紙」のあったことをうかがわせる。いづれにしても、近藤正斎、仙台藩、佐賀藩等の諸記録に共通しているのは八カ条の（見出し項目）の部分だけであるからそれ以下の具体的描法については、各江戸藩邸の留守居役人が幕府の説明を聞きつつ各自にメモしたものと思われる。広島藩の「玄徳公済美録」巻一六に載せるつぎの記録などもこの種のものの一つであろう。

覚

一安芸国・備後国絵図一国きり二

一 広嶋城所之絵図別ニ大サ壹間四方

一 矢倉并門・石垣何も念を入絵ニ書候事

一 天主之台石垣をも絵ニ書、其外石垣之分絵書申候、惣構・矢蔵下石垣をも絵書候事

一 城廻り堀をも書可申事

一 三原之城所、別紙ニ広嶋之ことく絵書、但、絵図之大サ広嶋よりちいさく(以下略)

このように幕府が文書で示した絵図作成要項そのものは簡単なものであったにしても、諸藩側では具体的描法の詳細を幾度も井上筑後守政重以下の担当官に問合せて、幕命の諸事項に遺漏なきことを期したのであった。その指示の統一性、また藩側の挙々服膺ぶりは、何にもまして提出された城絵図自体の見事なまでの画一性が物語っているといえよう。その各項毎の遵守状況については以前の拙著で逐一、事例をあげて述べたので、以下には狭義の描法や記号、精度などについて二、三の指摘を追加することにしよう。

描法は平面図を主体としつつも、天守・櫓・堀・石垣などにおいては、部分的に「絵ニ書」くこと、つまり景観図的な表現が行われている。橋の場合も大手橋など主要なものは絵画風に描出されているが、土橋は一般に道路と同じ表示方である(丸亀など)。「山木之書様」についての詳細な指示は不明だが、それが如何様のものであったかは、調進図に共通してみられる山や樹木の景観描写が示している。山城の「書様」についても同じで、複雑な起伏の絵画的表現の中に諸郭の平面プランをはめ込むのに苦労している様子がうかがえるのである(笠間など)。また田は「田地」などと注記するものもあるが(唐津・丸亀・大洲など)、多くは狩野派流の表現でほぼ統一されている(日出・鳥山のような、ヴァリエーションもみられる)。これなどは写生というより、もはや一種の(水田記号)

化されたものといえよう。城下近郊の村々は国絵図におけると同様にその名を楕円または円で囲んで示すことも大方の図に共通している。つぎに彩色に關していえば城濠をふくめた水系については、先掲の指示事項にもふれられていたように、群青色が用いられているほか、土手・樹木・山などは渋いうぐいす色で彩られている。石垣や屋根の灰色、白壁の白などとともに、これらは記号化された色の使い方というのではなくて写實的な彩色であろう。

この間にあつて道筋を示す朱線だけは明らかに地図記号である。「本道はふとく脇道はほそく朱にて可致事」とあるのは、主として国絵図についての指示と思われるが、城絵図でもこれが行われている。小和田哲男氏の解説のなかに「道筋を黄色」云々とした個所があるが、黄色は城郭内外の広場状の空間にも施されている。一方、朱線は街路の中央を走り、さらに城門前後の広場では主要コースとして記入され、城下をはなれると「黄色」はなくなつて朱線のみが村々を縫つて延長されているのである。とすれば「黄色」はオープンスペースを表わす記号であつて、街路の場合のそれは路幅を示しているとも解しうるだろう。因みに「岐阜絵図」(徳川黎明会藏)は所三男氏によれば享保年中の作成にかかるが、凡例にいう「(黄) 此色町方」の黄の中央に「(朱) 此色道筋」の線が入っている。本図の場合、正保図式の朱線が継承されている点とともに、街路に塗られた黄色が、他の「此色地方」・「此色他領」などと並ぶ所領・行政上の区別を示す記号として用いられている点が面白い。ところで、この朱線の太さだが仙台・会津若松等々多くの場合、全城下一様ではなく、「本道はふとく脇道はほそく」との指示が遵守されているのである。たとえば弘前では紺屋町口と堀越口の二つの「秋田へ出ル本道」および和徳口の「南部へ出ル本道」、米沢では「会津海道」・「最上海道」および「仙台湯ヶ原海道」、白河では「棚倉海道」・「二本松海道」および「江戸海道」、新宮では「川口へ出道」・「三輪崎へ出ル道」、広島では「三原海道」・「周防海道」および「三

吉海道」、これらの主要街道が城下を貫通するルートおよびそれから大手門までの間では、城下の他の道路に施された細筋に対し、太い朱線が用いられている。しかし一方では徳島のように他城下の細い朱線にあたるものはほとんど省かれ、「富田口南方道」・「北方道田宮口」・「北方道佐古口」・「助任口撫養道」につづくメインルートにだけ太線が記入されているようなケースも見出される。

朱線が道路ではなく道筋を示すものであることはつぎの事例からも明らかであろう。すなわち桑名の図において、太線は城下を通過する東海道およびそれより大手門を経て本丸にいたるコースに施されているが、前者は川口町の港からさらに海上に延び、「此筋熱田への航路」となっているのである。同様の例は大分でもみられる。内閣文庫蔵の正保城絵図では「豊前への大道」・「肥後筑前筑後肥前への大道」と「佐賀之関への大道」および「日向薩摩への大道」に連絡するメインルートのみが太線であるが、十七世紀中葉、日根野氏末期の作成と推定されている<sup>10</sup>「豊後府内城下図」（上田保藏氏蔵、本図は諸郭や城濠の規模の記載法、ブロック毎の「侍町」・「町屋」などの注記等において、正保図式に極めて近似している）では、太い朱線が「船入」から海面へと連続して引かれているのである。つぎに精度などに関する事項をみておこう。大村藩の「先年一国絵図公儀江上り候節之覚」<sup>11</sup>に「是ハ城絵図之事」として「一、絵図之大き、百間四寸二仕之事」という一条がある。すなわち一五〇〇分の一ということである。

正保城絵図の縮尺を明記したものとしてみわけて注目すべき史料であるが、これは肥前国絵図の絵図元をつとめた佐賀藩が、独自に井上筑後守に絵図作成について指示を仰いだ折の覚書を大村藩へ連絡したものである<sup>12</sup>。従ってこの数値をもって、直ちに幕府が統一的な基準とした縮尺とみなすわけにはいかないが、幕府側のおよその期待をうかがうことはできる。事実、若干の城下について調べてみると、会津若松ではほぼ二分一間で一二〇〇分の一、松

江は一分一間、六〇〇分の一程度、小倉では六分一〇間、一〇〇〇分の一程度と、縮尺は区々である。そのみでなく、松江も小倉も城郭部に対し城下部の方がいくらか縮小されており、さらに弘前では城郭部が六分一〇間で一〇〇〇分の一に對し城下部は約一四〇〇分の一、広島では前者が一分二間つまり一二〇〇分の一であるのに対し後者は一分三間の割になっているのである。このように同一絵図中において城郭部の方が城下部に比し大縮尺で描いてあるのは、N. Gutschow のいうように社会的ピラミッドが反映されているわけではなく、正保城絵図がその名のごとく、元来、城の縄張りを書上げさせることを主目的としたものだからであろう。なお紙幅の方からいえば、広島藩の場合、前掲のように「大サ沓間四方」と指示を受けたとの記録があるが、伝存する数十の絵図の実際は、一五〇〜二五〇cm×二五〇〜三五〇cmと、かなりのヴァリエーションがある。

また方位を欠いては地図としての要をなさないから、多くは紙面の上下左右の中央に東・西・南・北を記しているが、これを紙面の四隅にもつていったものその他の様式を採るものも若干混じる。それよりもこの際注目されるのは、正保城絵図においては、板行都市図にみられるように城郭など主要施設を一図の上部に据えるという配慮が<sup>(14)</sup>払われていないという点である。そののみか図の上下ということにも関心をもたなかったのではないかと思う。たとえば松江図では、天守の景観図的な描写とは正反対の向きに「御本丸」の文字が記入され、しかも「出雲国松江城 松平出羽守」の文字はこれらとは直角の向きに認められているのである。しかもこれは図のタイトルならびに提出者名という趣で書かれているわけではなく、若し図名の標記であればこの文字の向きで自ら一図の上下も決められることになるのだが、諸絵図とも適宜、紙幅の隅のスペースを利用して書かれたかのごとくである。

こうして成った正保城絵図が、伝えられるすべて約七〇点において、これを見る者に〈画一的〉な印象を与える



のは、単に幕府の統一的な作成基準に則っているのみではなく、清絵図を制するにあたってほとんどすべての場合、幕府御用の狩野派絵師の筆を煩わせているからである。この件に関しては、元禄国絵図の場合については川村氏の論文に詳しいが、ここでは正保の場合についての史料を紹介しておく。左にひくのは「会津家世実紀」<sup>(15)</sup> 卷六、正保三年八月の条にみえる関連のくだりである。

八月会津之惣絵図并御城下之絵図其外高辻帳公儀江被差出

去年二月御領内之絵図仕立御奏者番津田内藏助安達兵左衛門兩人江被仰付合点不参所ハ折々相同大方ニ出来候ハ、一ト先江戸へ差上可得御意(略)一里六寸之積ニ仕候ハ、会津領分中三間四方程御城之絵図は二三丸御堀侍小路惣町中迄細々ニ計候ハ、式間四方茂可在之由義尤ニ而候惣絵図之内ニは御城大躰之形可書付御城之図ハ町屋敷迄も銘細ニ可書付(略)

このように国絵図・城絵図別途に作成すべきことが明らかになって、一応仕上げたところで、つぎのように、大目付筋の示唆をうけられている。

大御目付井上筑後守様へ為可被成御相談兵左衛門を以絵図被懸御目候処見事ニ而候得共余り入念過候而様子悪候条被仕直候様ニ被仰尤成田市之丞と申絵師加様之絵図節々仕付候彼者ニ被仰付候ハ、一段能候半と筑後守様内之衆申候故絵師を先被遣候へ相談仕度由申候処同廿八日筑後守様より市之丞遣候ニ付申談候は安々と請負候様のことは津輕藩でも行われている。すなわち、「津輕一統志」に慶安元年、御知行高帳とともに国絵図・城絵図を提出するにあたって、国許で作成した絵図を「江戸御屋敷於大書院」て、狩野内膳に描き直させたことが見えている。狩野内膳重良は、幕府に任えていた絵師であるが、津輕藩は彼を「幕府の了解のもとに使ったものであ

る」(17)

ところで以上のごとく正保城絵図の描法の特徴がわかると、作成の年代・目的などの必ずしも明らかでなかった絵図の性格を推定するのに、逆にこれを役立てることもできる。たとえば「備前国岡山城絵図」について『池田家文庫總目録』<sup>(18)</sup>には「池田光政時代の図である。岡山城および城下町の絵図として古いものの一つである」としか説明されていないが、前記の諸特徴を完全に備えているので、これが正保城絵図の藩側の扣であることはほとんど確実である。なお同図の隅にかかれた「松平新太郎」とはむろん光政のことである。またたとえば高橋礼弥氏によつて正保二、三年作成と推定されている「新発田家中絵図」<sup>(19)</sup>(同市立図書館蔵)は、タイトルどおり家中の屋敷割図であり、内閣文庫本に比べると、周縁部の寺、馬場などにおいてもより詳細ではあるが、城の結構の絵画的描出、城濠の幅などの注記の内容もほとんど等しく、また街路に朱線も入れられている。調進図の下図などの役割をもつ絵図であろう。

ここで〈元禄城絵図〉に関する件を検討しておこう。金井圓氏は「元禄年間松本城并家中屋敷割図」(石川義昌氏藏)について、「城郭、城下の地形・地割の図形および数値は今も存在しない寛永十九年水野氏入封当時の引継図を祖図とし、やはり今は存在しない正保年間の城郭図をも参考とし」、これに元禄八、九年のころ現在の家臣の屋敷割を記入したもので、「元禄十年の全国的な国絵図改めの実行に先立って準備された」ものであろうと想定しておられる。<sup>(20)</sup> 当絵図面には家中だけでなく町屋の屋敷割まで記入されているが、これを消去してブロック単位の町割に改めて清書すれば、そのまま幕用図として調進しうる底の事項が盛られている。城内諸郭の規模や城濠の深さ広さ、各町の間数の詳記されている点もさりながら、「古城山 此城高サ本丸地形ヨリ卅一間 此峯ヨリ本丸マテ

指渡十一町廿間」などの注記は、前掲の正保の幕府の指示の条々の一つ「城より地形高所有之は」云々をうけたものであることは明らかで、件の街路中央の朱の筋も入っている。城郭部（一五〇〇分の二）も城下部にくらべ大縮尺で描かれている。金井氏の推定どおり、家中の屋敷割以外は古い時代の絵図に拠っているとみてよいだろう。

三ノ丸が長方形で表わされている点で、右図と同系統に属するものとされる「水野氏時代松本城古図」（南波松太郎氏藏）も年代不詳ながら、正保図式の特徴を備えている（もともと侍屋敷・町屋敷の別を示す注記を欠き、前者には屋敷割を示す区画が施されているが）。松本図にはいま一つ三ノ丸が梯形で描かれた一グループがあり、金井氏はこれを元禄期の新規計測によるものとみている。日本民俗資料館所藏図などがこれであるが、城郭関係の計数のほか、街路に朱線があるなど正保図式が濃厚ながら、一方個々の家中屋敷の間口・裏行等も記入してある。なお、松山にも元禄、あるいは元禄と正徳期と推定される絵図が二、三伝わっている。ことに伊予史談会藏「元禄松山城下図」は家中の氏名入りの屋敷割を示し、かつ「古町御免地」、「年貢出ル町屋」等々を色わけで表わすなど藩用図としての諸事項を盛りながらも、街路に朱線を入れている点には注意をひかれる。

ところで、果して元禄時にも正保時と同じく城絵図の調進を伴ったのだろうか。例えば高木氏の地図史では、明らかに然りとは記していないが、「元禄国絵図調製に関する布令として」例の「好書故事」所引の（正保時の）御当家令条を掲げている。〈元禄城絵図〉が存在したかのごとき記述は、正斎のミスから生じたものと思われる。川村氏もこのことにふれ、かつ「元禄度には城絵図の献上はなかった」と断じておられる。しかしこの点がアヤフヤだったのは後世の地図史研究者のみではない。元禄国絵図調進当時すでに、今度も城絵図提出を要するかのごとき動きがあったふしがある。つまり、そのような内々の「御沙汰」や憶測があつて、諸藩では城絵図調進について

の準備を進めたところもあつたと思われる。米沢藩のつぎの史料など見てみると、幕府の方で一度は調進が決められながら、途中で沙汰止みになった気配さえ感じられる。すなわち享保七年「御城下町割絵図」（米沢市立図書館蔵）の裏書に

江戸御役人中より御用候者大概此趣にて可然事

但元禄十三新絵図之御諸家御城下図可罷出由御沙汰ニ付て内々調之御藏へ入置公儀へハ不差出候

このような次第だから各地に〈元禄城絵図〉と思われる絵図が伝存していても不思議ではないのである。もつとも全国一斉の調進以外にも、次章でみるように幕用図作成の契機は存在したから、元禄ごろにつくられた正保図式の作品がただちに〈元禄城絵図〉に結びつくわけではない。

### その他の幕用絵図

幕用図作成の第二の契機は、定期的な巡見使、あるいは「御家騒動」や襲封に際して派せられた国目付に提出を要する場合である。

萩の慶安五年図（同市郷土博物館蔵）は、この前年毛利千代熊（大膳大夫綱広）が襲封したことにより、幕府より派遣された国目付斎藤左源太、山田清太夫の所望によつて提出されたものの扣であることが付記によつて知られる。もつとも本図の図式が正保のそれに則るものであることは歴然としている。これは江崎俊平氏の説かれるように当藩では他藩より数年おくれて、慶安五年にいたつて正保城絵図を提出しているのであり（「泰厳公記」の慶安五年六月十九日の条に「萩城絵図幕府指示ノ如ク調成シ之ヲ井上筑後守ニ提出ス」）<sup>23</sup> たまたまこの年に国目付として下

向した斎藤らがこれを所望したものであるらしい。

たとえばまた秋田の「宝暦九年御城下絵図」も、前年に死去した佐竹義明の封を、嫡子義敦が十一歳でついだのに伴って、安西彦五郎・建部荒次郎の兩名が国目付として派せられた折に作成されたものである。<sup>24</sup>「侍屋鋪」・「足軽屋鋪中間既者屋鋪」・「町屋鋪百姓屋鋪」・「寺屋鋪」などの別が正保図とは異なって、色分けと凡例によって示され、家中の氏名や寺社名も記入されているが、城郭や城濠の規模などが図外に列挙してあり、幕用図らしい趣を呈している。

松平文庫藏「松平千次郎領地福井城下家中寺社并町絵図」、同じく「松岡家中絵図」・「府中惣絵図」も享保十年十月に、国目付高力平八郎・溝口孫左衛門に、「御国絵図、越前国御預所并領分絵図（略）御城内之図」などとともに提出したものであることが、裏書などから明瞭な絵図である。家中・寺社・町屋・道筋・土居などの色分けを凡例で示し、図中では注記の文字を極端に排しているのが特色である。『松平文庫目録』は城下絵図史としてもすぐれた解説を載せているが、ただこの点について、「城下内の秘密を保たんが為か、絵図には名称が一切記載されておらず<sup>25</sup>」云々と注釈しているのは妥当でないと思う。城下各町の名称や家中の屋敷割の詳細は幕府の求めるところではなかったから敢て記入していないままで、むしろこの点こそ一般には幕用図か否かを判別するメルクマールの一つともなるのである。

また右図の付記には注目すべき点がある。すなわち松岡絵図には「御国御目付高力平八郎殿溝口孫左衛門殿就御好被指出絵図扣」また「右公儀江不被指上候得共平八郎殿御望付御一人江差出之」と裏書きがあり、「府中惣絵図」の袋には「御国御目付中御越之節、府中与相認指出候得共、御用無之不差出」とある。国目付下向の節の城下絵図

の提出は、少なくともこの時期になると、当該役人の意向次第になつていたらしいことがわかつて興味深い。<sup>(26)</sup>

以下、作成の契機、年代について、未だ調べ不十分ながら、各城下の幕用図ないしその準備の図と思えるものを、ほぼ年代順にメモしておく。金沢藩の「御城并御国絵図 公儀江被上候写其外品々絵図江戸表御納戸土藏ニ在之分之帳」<sup>(27)</sup>（延宝五年）には「公儀江被上候絵図并御国目付衆江被遣候絵図之扣」として正保調進図以下が列挙されている。正保四年について「万治二年同三年御国江御越候御目付衆江被遣候金沢御城絵図之写 老枚」として二カ年にわたる計四名の「上使」の名もあげられているが、この図は伝わっていない。城郭の修築許可を得るための幕用図は「金沢御城石垣損候所之絵図万治四年 公儀江被上候写 老枚」以下数多いが、城下図関係では「寛文八年金沢御城并侍屋鋪町屋敷共ニ一紙絵図之写 老枚 但 公儀江被上候絵図之通書付等迄同様ニ調申扣之絵図ニ御座候」というのがみえる。即ち先稿のいわゆる「寛文八年」<sup>(28)</sup>のことであり、正保図式の莊重な出来映えであることはすでに報告したとおりである。小松についても同様の一条があるが、この図（金沢市立図書館蔵）も城下はもとより周辺部の「沼田足入」・「堅田」などの記載にいたるまで正保図式に則っている。「寛文五己巳年 松平阿波守」の記載のある「阿波国渭津城之図」（松浦恭一氏蔵）は「本丸高サ平地ヨリ式十老間半」をはじめ城地の縄張りの詳細さ、ブロックごとの「侍屋敷」・「町屋」という注記のみで屋敷割はない点、その他、主要街路の朱線、田地の描き方等々、幕用図の写しに相違なしと思われる。なお元禄四年の「綱矩様御代御山下絵図」（国立史料館蔵）は屋敷割図ながら、主要街路に朱線があり正保図式の影響がみられる。

また「奥州仙台城并城下絵図」（宮城県立図書館蔵）は表書きの一部に「此御本絵図天和二年九月廿三日御月番阿部豊後守殿江以浅井彦五郎被相納者也」云々とあるよう幕用図の扣であり、正しく正保図式に則っている。つき

に「上杉時代福島城内絵図」（米沢市立図書館蔵）は貞享四年の写しであるが、成立はさらに古いであろう。「本丸平城」という書式、ブロック毎の「侍町」・「足軽町」、濠幅・町の長さの間数、ことに「椿山」より本丸までの距離等、正保図式にきわめて近い。その他、延享年間の「松江城下之図」<sup>(29)</sup>も屋敷割図ながら、「本丸平山城」以下、城の縄張り等についての詳記、城郭・山・田地の絵画的表現には、幕用図提出の準備としての藩用図の趣がある。なお、年代不詳ながら「大村玖島城邑之図」（松浦史料博物館蔵）、「刈田郡白石城図」（宮城県立図書館蔵）はいずれも正保城絵図との深い関連が予想される。ともに城郭関係の規模の明細が記され、前者の城下周辺部には「本丸ヨリ此所五町但本丸二五間高」・「田ふけ」などの軍事的注記が所々に加えられており、後者には街路に朱線も入っている。ただし前者では二、三の大身については、屋敷に姓名を書入れ、他は「屋敷」とのみ記し、後者においてはブロック毎に「侍屋敷」と書きつつも、屋敷割の区画をも記入してある。また広島大学文学部国史研究室蔵「丹州宮津城図」も城内建物・石垣・山・田地の景観図的描出、高所と本丸間や城濠等の計数、ブロック毎の「侍屋敷」等の注記、街路の朱線などほとんど正保図式によって描かれている。「貳百四拾六ハ侍屋敷 外ニ式拾弍ハ所々ニ有之ふ知取之家 五百三拾弍ハ足軽屋敷 千三百八町屋 式拾七ハ寺屋敷」との記載から、作成年代も推定できるとは思ふが未だ果していない。

## 注

(1) 矢守「城下絵図の類別——特に藩用図について」（藤岡謙二郎編『城下町とその変貌に関する歴史地理学的研究』

柳原書店 昭五五 所収。

- (2) 矢守『都市図の歴史——日本編』講談社 昭四九 第一部第三章「城絵図と城下絵図」。
- (3) 川村博忠「元禄年間の国絵図改訂と新国絵図の性格について」人文地理二九一六 三六ページ。
- (4) 川村博忠「正保肥前国絵図の作成経緯について」佐世保工専研究報告一〇 所引
- (5) 佐藤宏一「仙台領国絵図覚書」東北歴史資料館研究紀要三 九八ページ。
- (6) 『広島県史——近世資料編Ⅲ』昭四八。
- (7) 国絵図の場合については川村氏の一連の論文に紹介されている。
- (8) 小和田哲男「近世初期城下町絵図の一考察」地方史研究八八 五二ページ。
- (9) 所三男「岐阜」(原田伴彦・西川幸治・矢守編『中部の市街古図』鹿島出版会 昭五四 所収) 七七ページ。
- (10) 渡辺澄夫「大分」(原田・西川編『日本の市街古図——西日本編』鹿島出版会 昭四七 所収) 九〇ページ。
- (11) 前掲注4 所引。
- (12) 国絵図の場合は、絵図元をとめた藩が当該国内の各領分絵図を一国絵図にとりまとめる要があったので、かかる指示を連絡しているのである。これに対し城絵図は原則として各城主より直接、幕府に提出された。なお川村「正保国絵図の調進と絵図様式の統一化について」歴史地理学紀要二一 六七ページ参看。
- (13) Niels Gutschow, Die Japanische Burgstadt, Bochumer Geographische Arbeiten, Heft 24, 1976  
なお、矢守『城下町研究ノート』古今書院 一九七二 二二二～二三三ページ参照。
- (14) 前掲注2 第一部第四章「板行都市図」一三六ページ。
- (15) 前掲注3 四一～四二ページ。
- (16) 市立会津図書館蔵。
- (17) 井上宗和「正保城絵図顛末」歴史と人物一六 一六〇ページ。
- (18) 『岡山大学蔵池田家文庫總目録』昭四五 五三ページ。
- (19) 高橋礼弥「新発田」(前掲注9 所収) 四六ページ。
- (20) 金井圓「石川家秘藏松本城井家中屋敷割絵図」歴史地理九一一二、同「松本」(前掲注9 所収)。



- (21) 村上節太郎「重信の計画した松本城下町の変容——古地図から見た」伊予史談二二六 六一～六三ページ。
- (22) 高木菊三郎『日本に於ける地図測量の発達に関する研究』風間書店 昭四一 四一ページ。
- (23) 鳥羽正雄監修『日本城郭絵図集成』日本城郭協会 昭四三 解説(江崎俊平) 二六ページ。
- (24) 今村義孝「秋田」(原田・西川編『日本の市街古図——東日本編』昭四八 所収) 一三三ページ。
- (25) 『松平文庫目録』福井県立図書館 昭四三 二〇四ページ。
- (26) なお、矢守「福井城下絵図史について」(『歴史地理研究と都市研究』上 大明堂 昭五三 所収 参照。
- (27) 金沢市立図書館蔵。
- (28) 矢守「金沢城下絵図史について」史林六二一三 一一三～一一七ページ。
- (29) 『新修松江市誌』昭三七 付図
- 〔付記〕右の文献の他、『内閣文庫所蔵正保城絵図』(国立公文書館 昭五一～五二)、『郷土室資料目録Ⅰ』(徳島県博物館 昭五〇)、『徳島市史別巻地図絵図集』(昭五三)、『江戸時代図誌』(筑摩書房 昭五〇～五二)等々の図録類にも負うところが多い。また史料調査に際し御便宜をたまわった所蔵機関の各位にあつく御礼申上げる次第である。

(文学部教授)